

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第23条の3の見出し中「第64条」を「第15条の9の3」に改め、同条第3項中「第15項」を「第14項」に改め、同条第4項中「第22項」を「第21項」に改め、同条第5項中「第23項第1号」を「第22項第1号」に改め、同条第6項中「第23項第2号」を「第22項第2号」に改め、同条第7項中「第23項第3号」を「第22項第3号」に改め、同条第8項中「第24項第1号」を「第23項第1号」に改め、同条第9項中「第24項第2号」を「第23項第2号」に改め、同条第10項中「第26項第1号」を「第25項第1号」に改め、同条第11項中「第26項第2号」を「第25項第2号」に改め、同条第12項中「第26項第3号」を「第25項第3号」に改め、同条第13項中「第29項」を「第28項」に改め、同条第14項中「第33項」を「第32項」に改め、同条第15項中「第34項」を「第33項」に改め、同条第16項中「第43項」を「第42項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、2分の1とする。

第30条の4中「第11項」を「第17項」に改める。

第33条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第

13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

(令和6年度分から令和8年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

25 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和6年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和7年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該各号に定めるとおりとし、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和8年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該第1号及び第2号に定めるとおりとし、第3号は適用しない。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

(2) 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(3) 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の改正規定 令和6年1月1日

(2) 第33条の改正規定及び附則中第26項を第27項とし、第25項を第26

項とし、第24項の次に1項を加える改正規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤沢市市税条例(次項において「新条例」という。)第11条の規定は、令和6年度以後の年度分の市民税について適用し、令和5年度分までの市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部が改正されたことを受けた、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設、軽自動車税の種別割に係る特例の延長及び見直し等に伴い、所要の改正をする必要による。